



ハグイオンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

P1

姫路で食べられる美味しいかき氷

まだまだ暑い日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

最近個人的にかき氷にハマっております、全国各地には「さすが日本人！」と言われんばかりの、本当にいろいろな工夫を凝らした美味しいかき氷が研究され、提供されていますね。

姫路でも、私の知る限り、いくつかの特徴のある美味しいかき氷が食べられます。写真でご紹介できないのが残念ですが、よろしければ一度足を運んでお試しください。

1. 「ひめじ官兵衛堂」

とにかく行列の長さは姫路 No.1 ◆夏休みは毎日開店から閉店まで待ち時間あり◆南アルプスハヶ岳の天然氷を使用◆季節の果物をミキサーにかけて使用◆マスカルポーネとかティラミスも（白浜町乙 394 ☎ 079-245-6699）

2. ヤマサ蒲鉾「夢乃蕎麦」

マンゴーの果肉がこれでもかというくらい載ってる◆台湾の有名店「ICE MONSTER」を彷彿とさせる◆黒蜜しぐれ、宇治金時、イチゴもあり◆アイスなどのトッピングも半端なくガッツリ（夢前町置本 583 ☎ 079-335-1188）

3. カフェ「夢街道 farm67」

土日数量限定のトウモロコシのかき氷はここだけ？◆農作物の直売所だけに新鮮な採れたて果実等を使用◆それ以外に宇治金時やイチゴも◆氷の中にアイスが隠れている（夢前町宮置 437-1 ☎ 079-337-2100）

4. 韓国料理「ぴなり」

パッピンスと言われる韓国かき氷◆氷ではなく牛乳を瞬間的に凍らせて削るサラサラ氷◆きな粉のような粉とナツメヤシの実など◆小さなお餅とか載ってて、素朴な美味しさ（紺屋町 86 ☎ 079-282-4757）

5. おつかい菓子「甘音屋」

新進気鋭の若手菓子職人が作る◆冷やしみたらしの入った和風かき氷◆エスプーマと言われる泡が載ってるのも◆赤肉メロンかマンゴーの果実◆繊細で淡い甘さが特徴（広畑区蒲田 5-200 ☎ 079-239-1220）



P2

とは？

ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）とは、企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール（道具）として、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されるものです。

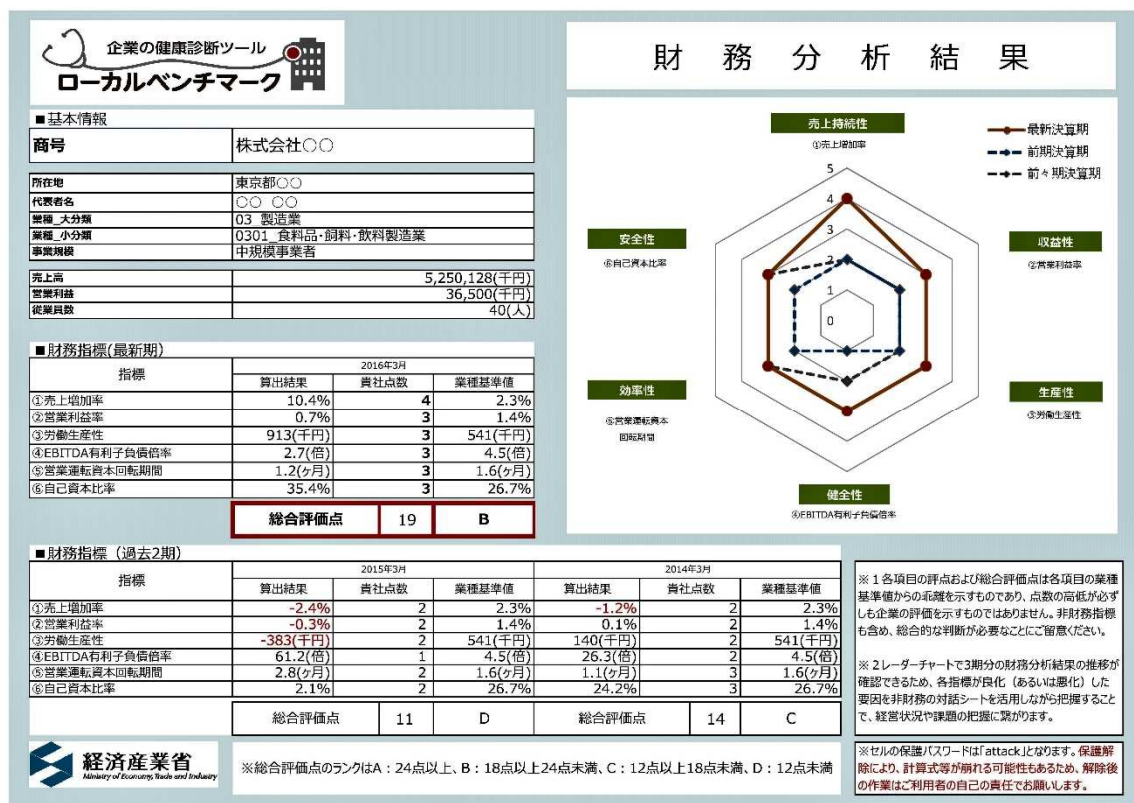
具体的には、経済産業省 HP「参考ツール」を活用して、「財務情報」（6つの指標 ※1）と「非財務情報」（4つの視点 ※2）に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気づき、早期の対話や支援につなげていくものです。

（※1）6つの指標：

①売上高増加率（売上持続性）、②営業利益率（収益性）、③労働生産性（生産性）、④EBITDA 有利子負債倍率（健全性）、⑤営業運転資本回転期間（効率性）、⑥自己資本比率（安全性）

（※2）4つの視点：

①経営者への着目、②関係者への着目、③事業への着目、④内部管理体制への着目（次Pへ続く）



※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX



(前Pより続き)

P3

このロカベンツールの活用例としては

- 金融機関等の支援機関との対話ツールとして
- 経営者と後継者の気持ちを継ぐツールとして
- 中小企業庁への申請書類や厚生労働省の助成金の添付資料として
- 自社のロカベンを知り経営課題の改善につなげる 等に活用されています。

※弊所も認定経営革新等支援機関として、ローカルベンチマーク作成の支援を行っています。
詳しくは監査担当者までお気軽にお問い合わせ下さい。(記事担当：北川)



10月より最低賃金の改定が行われます



毎年 10 月に改定が行われている最低賃金について、厚生労働省より今年度改定額の目安が公表されました。兵庫県は 10 月 1 日より従来の 819 円から 25 円上昇して 844 円となります。

平成 29 年度改定の最低賃金については、

- 改定額の全国加重平均額は 848 円
- 全国加重平均額 25 円の引上げは、昨年度と並び過去最大

(参考) 各都道府県に適用される目安のランク A : 26 円 B : 25 円 C : 24 円 D : 22 円

ランク	都 道 府 県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、その差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50 万円以下の罰金)が定められています。ご対応をお願いします。

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX